

9. 放射線業務従事者の2年間の関係事業所数及び経過線量 [平成23年度～24年度]

2年間関係 事業所数 線量 (mSv)	2年間関係事業所数									計	
	1	2	3	4	5	6	7	8以上	人	(%)	
5以下	64,124	11,871	3,407	1,238	450	154	50	37	81,331	(89.5)	
5を超え10以下	2,449	1,146	554	269	122	50	11	4	4,605	(5.1)	
10を超え15以下	1,102	594	307	122	57	19	6	4	2,211	(2.4)	
15を超え20以下	653	305	150	60	38	11	3	1	1,221	(1.3)	
20を超え25以下	405	133	60	24	15	2	2	0	641	(0.7)	
25を超え30以下	242	94	34	9	2	1	0	0	382	(0.4)	
30を超え40以下	232	49	25	11	3	0	0	0	320	(0.4)	
40を超え50以下	73	14	0	0	0	0	0	0	87	(0.1)	
50を超え60以下	41	8	1	0	0	0	0	0	50	(0.1)	
60を超え70以下	27	1	0	1	0	0	0	0	29	(0.0)	
70を超え80以下	10	0	0	0	0	0	0	0	10	(0.0)	
80を超え90以下	1	0	0	0	0	0	0	0	1	(0.0)	
90を超え100以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(0.0)	
100を超える	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(0.0)	
合計人数	69,359	14,215	4,538	1,734	687	237	72	46	90,888		
(%)	(76.3)	(15.6)	(5.0)	(1.9)	(0.8)	(0.3)	(0.1)	(0.1)	(100.0)		
平均線量 (mSv)	1.4	2.7	3.8	4.1	4.8	4.4	4.4	2.3	1.8		

[表の見方]

- 放射線業務従事者の線量限度は、5年間につき100mSv及び1年間につき50mSv。なお、5年間は平成13年4月1日以後5年毎(※)に区分した各期間(※平成13年度～17年度、平成18年度～22年度、平成23年度～27年度・・・)。本表はそのうち平成23年度～24年度の2年間の線量を集計しております。
- 例えば、表における線量5mSvを超え10mSv以下の2年間関係事業所数5「122」という値は、平成23年度から平成24年度の2年間に5ヶ所の事業所で放射線業務を行い、その線量が5mSvを超え10mSv以下であった者が122人であったことを示します。
- 福島第一原子力発電所事故に伴う緊急作業線量は含まれておりません。